

有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 令和5年 10 月 25 日(水)から同年 11 月 24 日(金)まで

■ 意見提出件数 : 2件 (法人:1件、個人:1件)

※ 意見提出件数は、意見提出者件数としています。

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	NTT リミテッド・ジャパン(株)	<p>電気通信役務の安定的な提供と経済安全保障の確保の観点から、陸揚局や国際海底ケーブルに関する情報等における官民連携は今後益々重要なものになると考えており、今回の有線電気通信法施行規則及び電気通信事業法施行規則の改正の趣旨について賛同いたします。</p> <p>一方で、今回、有線電気通信法施行規則の改正案のうち、国際海底ケーブルの陸揚申請の際に提出する「本邦外設置事項書」(別紙様式第七)について、以下の点を考慮いただく必要があると考えます。</p> <p>具体的には、「本邦外設置事項書」のうち「回線容量」については、提出(申請)タイミングである海底ケーブルの建設計画策定時(建設着手前)の段階では、以下理由により確定が困難であり、見込値にて報告をせざるをえないケースが生じるため、見込値での申請を許容いただきたいと思います。</p>	<p>頂いた内容を踏まえ、有線電気通信法施行規則の改正案の「本邦外設置事項書」(別紙様式第七)9注2において「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量(総容量及び設置者等が保有する容量)については、申請時において未確定の場合は、申請時に予想される回線容量を記載すること。」と追記します。</p>	有

		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「回線容量」は、海底ケーブルの容量だけではなく、各陸揚局に設置される SLTE(伝送装置)の伝送容量により決定されます。</li> <li>➤ しかしながら、現在、海底ケーブルの建設のデファクト標準となっている「オープンケーブルコンセプト」では、最新の技術を取り入れた SLTE の導入によるケーブル容量向上等を図る観点から、(ケーブル運用開始の数年前である)ケーブルの建設計画時に策定する設備群から SLTE を切り離し、運用開始に近い時期にベンダ・設備の選定を行っています。</li> <li>➤ したがって、「本邦外設置事項書」を提出する、建設計画策定時の時点では、SLTE 以外の設備仕様は確定しているものの、SLTE は未選定であることから、「回線容量」に関しては、海底ケーブル敷設業者によるケーブル容量の見立てに基づく「見込値」にて報告をせざるをえないと考えております。</li> </ul>		
2	個人	<p>何故、「管理規程記載マニュアル(案)」の PDF 書類について、5/21 以降のページを画像としたのであろうか？</p> <p>検索等が面倒なのであるが(例えば、「アドレス」などの語での検索が行えない事は不便であるし、文字列のコピーアンドペーストが困難なのも不便である。)、書類については、画像ではなく文字列情報での作成を行っていただきたいと考える(あるいは、文字列情報の付随した画像でもよいが。)</p> <p>国民による意見応募の際の能率についても考え、能率的な行政が行われるようにしていただきたいと考える。(なお、不適切に非能</p>	<p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の意見公募に係る参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>率的にしている部分については、総務省の日本国・日本人への悪意や犯意(組織的犯罪集団等と通謀しての)が歌われる事について述べておく(総務省行政にそういう部分は幾分か散見されると見るが。))</p>		
3	<p>項符号名について、「イロハニホヘト」で記述している部分があるが、「アイウエオ」(50音順)、「123」(アラビア数字)又は「ABC」(アルファベット)等の「雅」な性質が無いものに変更されたい。</p> <p>「イロハニホヘト」は「いろは歌」(色は匂えど散りぬるを(以下略))から取られたものと推察するのであるが(※これより、それなりに当然的に文字についての出現順序について50音順ではなく、特段の知識が無いと項の順序について分からない事が指摘出来るものである。)、そのようなものを一般の行政事務に持ってくるのは不適切な色が付くで不適切であり、よって使用しないべきである。</p> <p>内閣法制局等にも推奨されていない項目の付け方ではないかと思われるが、行政についての管理・監督についても省として担当している総務省が「イロハニホヘト」の様な項符号名を使用するのは望ましくないものでもあるし、基本(大日本帝国憲法時代の旧カナ遣いのあるものについてはとりあえず除外してもよいと考える。)としては排除するようにしていかなければならない。</p>	<p>一般的な法令の書きぶりとして、原案のとおりといたします。</p>	無
4	<p>該当箇所：  &gt;管理規程記載マニュアル(案)  &gt;1. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項</p>	<p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>&gt;(イ)組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関する事。</p> <p>意見： 「責任分担」や「責任の切り分け」の語を用いての責任についての存在についての明確化の努力を行わせるのが良いのではないかと考える。(その方が責任の伴った対応が行われる事が期待出来るので。)</p>		
5	<p>該当箇所： &gt;管理規程記載マニュアル(案) &gt;3. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業法電気通信設備の管理の方法に関する事項 &gt;(ハ)事業用電気通信設備の設置、工事、維持及び運用に関する事。</p> <p>&gt;(14)通信の秘密の確保に関する事。</p> <p>意見： 「通信内容のほか、通信当事者の住所・氏名、(略)事実の有無」とあるが、「通信当事者の住所・氏名及び他個人情報(個人関連情報のうち個人特定可能につながる蓋然性が高いものを含む)」のような記載でない事について、疑問である。 個人情報を保護すべきはであるので、そのような内容についてちゃんと記載するようにされたい。(通信当事者の住所・氏名に限らず、メールアドレスやアカウント名等について、個人特定可能な情報は多いはずであるが、それらの保護は当然的に特段に行うべき</p>	<p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

		はずである。)		
6		<p>該当箇所：          &gt;管理規程記載マニュアル(案)          &gt;3. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業法電気通信設備の管理の方法に関する事項          &gt;(ホ)情報セキュリティ対策に関すること。          &gt;(3)          意見：          「外部委託時の情報セキュリティ対策に関すること。」とあるが、外部委託時においては、情報セキュリティ対策だけでなく、通信の秘密の確保に関しても意識・対応を行うべきと考える。          項名について、「外部委託時の情報セキュリティ対策及び通信の秘密の確保に関すること。」とし、また通信の秘密の確保に関する記載を行うべきと考える。</p>	<p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
7		<p>該当箇所：          &gt;管理規程記載マニュアル(案)          &gt;3. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業法電気通信設備の管理の方法に関する事項          &gt;(ワ)ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。          &gt;(7)サービス復旧のための手順及びとるべき措置に関すること。          意見：</p>	<p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>簡単に「非常事態への対応」とあるが、一応、「ふくそう、サイバー攻撃、事故、災害等の非常事態への対応」とした方が良いと考える。</p> <p>(管理規程記載マニュアルについての解説の行政文書があるのであればそちらで記載した方が良いかもしれないが、一応、発生する事が考えられるような事態については、なるべく漏れずに対応についての記載がなされるようにしてあるのが良いのではないかと考える。)</p>		
8	<p>該当箇所： 17 頁 意見： この頁は白紙になっているが、不要ではないであろうか？</p>	<p>頂いた内容を踏まえ、管理規程記載マニュアル(案)17 頁につきましては、不要につき、削除いたします。</p>	有